

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 設置要綱

(設置目的)

第1条 北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 宿泊税を導入することについて
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- (3) その他目的達成に必要なことについて

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

2 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議運営)

第5条 検討会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

2 検討会議は、必要に応じて、委員以外の者に、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 検討会議の公開の方法は、委員長が委員に諮って決める。

(事務局)

第6条 検討会議の庶務及び補佐を行うため、事務局を産業経済局観光課に置く。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項で、検討会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 委員名簿

【委員】

(50音順・敬称略)

氏名	所属
市瀬 一馬	日本旅行業協会（JATA）九州支部 北九州委員長 （株）JTB北九州支店 支店長
入江 昭彦	北九州ホテル協議会 会長 （JR九州ステーションホテル小倉 総支配人）
鏡尾 悦治	小倉旅館ホテル組合 組合長 （小倉ベイホテル第一 代表取締役）
（副委員長） 羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
（委員長） 柳井 雅人	北九州市立大学 副学長